

【復興交付金事業計画の総合的な実績に関する評価様式】

計画名称 会津若松市復興交付金事業計画
計画策定主体 会津若松市・福島県
計画期間 平成 24 年度～平成 27 年度
計画に係る事業数 3 計画に係る事業費の総額 2,093,531 千円（国費 1,827,783 千円）
東日本大震災による被害の状況に対応した復興まちづくりの現況 (被災状況) (1)最大震度 ・平成 23 年 3 月 11 日 震度 5 強 (2)人的被害（平成 24 年 6 月 1 日現在） ・死者 4 人、負傷者 7 人（軽症 7 人） (3)建物、公共インフラ等被害 ・建物被害：民間住宅や施設等を含め 6,198 件 （全壊 27 件・大規模半壊 27 件・半壊 170 件・一部破損 633 件、その他未調査） ・公共建築物（学校含む）・道路・ライフライン：584 箇所 (4)風評被害 ・本市基幹産業である農業、観光、商工業等に、現在もなお大きな打撃が残る。 ・農作物は出荷停止や風評被害による価格下落もあり、園芸・畜産への被害としては、平成 23 年 3 月～11 月で 21,900 万円（あいづ農業協同組合）、木材関連としては、平成 23 年 8 月～11 月で 3,000 万円（会津若松地方）となっている。 ・観光面では、教育旅行が約 9 割減（平成 23 年 4 月～6 月）や東山温泉・芦ノ牧温泉の 2 温泉地域の宿泊者数 6 割減（平成 23 年 4 月～6 月）など、甚大な影響が発生。 (5)避難者の状況 ・原子力事故及び津波被害により、浜通りを中心とした自治体から約 5 千人の避難者を受入。 (現況) (1)人口・世帯の状況 ・本市は、浜通りを中心とした自治体から約 5 千人の避難者を受け入れたが、避難者は住民基本台帳上の住民には該当しないため、震災及び原子力災害による人口・世帯への影響は限定的である。 ・震災前の平成 23 年 3 月 1 日と平成 28 年 9 月 1 日現在の人口を比較すると、約 3 千人減少している。主な要因は少子化による自然減と、進学や就職期における首都圏等への社会減であるが、避難者が復興公営住宅等へ入居する際に住民票を移すことによる増加影響により、減少幅が一定程度抑えられているものとみられる。

- ・原子力事故の影響を懸念した本市から市外への自主避難については、放射線に対する安全対策と周知等の取組により、ピーク時の平成 25 年 3 月 31 日時点の 171 人から、平成 28 年 8 月 31 日時点の 141 人にまで縮小している。
- ・H23. 3. 1 現在 総人口 125, 872 人、世帯数 47, 893 世帯
- ・H28. 9. 1 現在 総人口 122, 960 人、世帯数 49, 441 世帯
(▲2, 912 人 1, 548 世帯)

(2)避難者の状況

- ・本市では、約 5 千人の避難者を受け入れたが、現在は約 2 千人まで減少している。
- ・本市への避難者の約 65%は大熊町が占めているが、同町は依然として帰還困難地域に指定されており、同町への転出はできないことから、いわき市など浜通りの自治体へ転出しているものと思われる。
- ・一部の避難者については、本市内にある復興公営住宅等へ転居し、本市に住民票を移しており、本市の人口減少の抑制に繋がっている。
- ・避難者 H24. 1. 5 現在 5, 226 人 → H27. 12. 1 現在 2, 218 人 (▲3, 008 人)
- ・仮設住宅 H23. 12. 1 現在 入居戸数 723 戸 入居人数 1, 584 人
H28. 1. 29 現在 入居戸数 343 戸 入居人数 420 人
(▲380 戸 ▲1, 164 人)

(3)風評被害の状況

- ・本市基幹産業である農業、観光、商工業等には大きな風評被害が生じているが、風評被害払拭のために、安全対策や高付加価値化、販売促進に努め、一定の成果を得た。
- ・しかし、依然として、震災前の状況まで回復しておらず、特に、教育旅行や温泉宿泊において影響が顕著である。
- ・また、農産物の安全性確保のための米の全量全袋検査の実施や、教育旅行対策としての誘客宣伝などに、大きな費用と労力を要しているところである。
- ・農業(会津よつば農業協同組合賠償請求額・市内分)
H28. 5. 31 現在：累計 1, 080 百万円
- ・観光農業 H22:15, 326 人 → H23:4, 589 人 → H26:14, 560 人 (回復傾向)
H22:19 百万円 → H23:5 百万円 → H26:18 百万円 (回復傾向)
- ・観光客入込数 H20:3, 317 千人 → H23:2, 348 → H27:3, 046 (回復傾向)
- ・温泉宿泊者数 H20:871 千人 → H23:609 → H27:706 (回復鈍い)
- ・教育旅行 H22:841 校 → H23:100 → H27:544 (影響大きく残る)

(4)地域防災の状況

- ・ハザードマップについて、従前は、河川洪水の浸水想定情報のみが提供されていたが、復興・防災まちづくり計画策定事業の成果が活かされ、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、避難所、避難場所等の情報が追加され、市民の防災意識の向上や被災時の有用性の向上が図られている。
- ・地域防災計画について、復興・防災まちづくり計画策定事業の成果が活かされ、建物被害全壊率地図、被害想定数、防災初動マニュアルが追加され、被災時の有用性の向上が図られている。
- ・これらの取組の成果として、平成 27 年 12 月 25 日に土砂災害特別警戒区域に指定された慶山沢を有する慶山地区では、特別警戒区域指定前の平成 27 年 4 月、地域住民 330 世帯が慶山自主防災会を設立し、避難、救護、給食、給水に備えるなど、

地域防災活動に活かされている。

復興交付金事業計画における主要な事業結果の概要

都市防災総合推進（復興・防災まちづくり計画策定）については、被災状況や被害想定などの基礎調査、住民意向調査、市民ワークショップが実施され、その後のハザードマップや地域防災計画への反映とともに、防災意識が向上した地区においては、自主防災組織の設立へと結びついた。

災害公営住宅整備事業では、市内の古川町、門田町の2地区に復興公営住宅が整備され、平成28年10月1日時点で、整備戸数70戸のうち66戸に、原子力災害による被災者が仮設住宅等から入居しており、福島県内における原子力災害により故郷を離れて暮らす被災者に、生活基盤となる恒久的な住宅が提供されている。

（実施事業一覧）

事業	場所	事業内容	実施主体
都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	市街地中心部等 地区	基礎調査（被災状況・被害想定） 住民意向調査 市民ワークショップ	会津若松市
災害公営住宅整備事業等 （災害公営住宅の整備）	古川町	復興公営住宅 20戸	福島県
	門田町	復興公営住宅 50戸	福島県

復興交付金事業計画の実績に関する総合評価

○ 復興まちづくりにおける復興交付金事業計画の有用性、経済性

（有用性）

都市防災総合推進（復興・防災まちづくり計画策定）については、被災状況や被害想定などの基礎調査、住民意向調査、市民ワークショップが実施され、その後のハザードマップや地域防災計画へ反映されているとともに、防災意識が向上した地区においては、自主防災組織の設立へと結びついており、有用性の高い事業となっている。

災害公営住宅整備事業では、整備戸数70戸のうち66戸に、原子力災害による被災者が仮設住宅等から入居しており、福島県内における原子力災害により故郷を離れて暮らす被災者に、生活基盤となる恒久的な住宅が提供されており、有用性の高い事業となっている。

（経済性）

都市防災総合推進（復興・防災まちづくり計画策定）については、プロポーザル方式によって優れた企画提案を行った業者と業務委託契約が締結され、経費の中で最大の効果が得られる手法となっており、経済性が確保された事業執行となっている。

災害公営住宅整備事業については、震災からの復旧・復興工事の増加による資材や労務単価の高騰の影響を受けたものの、入札により業者が選定されており、資材や労務単価が上昇する厳しい状況下にあっても、経済性が確保された事業執行となっている。

○ 復興交付金事業計画の実施に当たり、県又は市町村において改善が可能であった点 すべての事業は会津若松市に必要で、有用性が高い事業であり、経済性にも十分留意されており、改善が可能であった点は特にない。

○ 総合評価

本市における震災からの復旧・復興にあっては、①本市に避難してきた約5千人の避難者に対する恒久的な生活基盤への対策、②従来、水害への対策が中心であった地域防災において、地震や土砂崩れ、家屋倒壊を含めた総合的な地域防災とまちづくりへの対策、③農業、観光業、商工業の各分野における風評被害の回復と風評の払拭への対策の3点が主要な課題であった。

これらのうち、③風評被害については、市と県が連携して実施している農産物を始めとした食品の安全性対策や、日本酒や米の高品質化の取組、さらには、修学旅行をはじめとした誘客宣伝により、一定の回復が見られるものの、震災以前の水準までは回復しておらず、継続的な取組が必定な状況といえる。

そのような厳しい状況ではあるものの、市と県による復興交付金事業計画による取組により、①については、県による復興公営住宅が整備・供給されたことで、避難者に対する恒久的な生活基盤が確保され、②については、市による復興・防災まちづくり計画の活用により、ハザードマップや地域防災計画が充実し、地域防災力の向上に繋がっている。特に、これらの取組が契機となり、地域住民による自主防災組織が設立されるなど、住民主体のまちづくりの伸展に大きく貢献しているところである。

このように、復興交付金事業計画による取組により、市内における復旧・復興が着実に推進されているとともに、復旧・復興を超えた、これからの時代に必要になるまちづくりの契機となっていると評価できる。

評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組

- (1)評価の主体、場を明確にするため、会津若松市により、「会津若松市・福島県復興交付金事業計画評価委員会（以下、「評価委員会」という。）」が設置されている。
- (2)評価委員会において、事業部局（会津若松市危機管理課、福島県生活拠点課、建築住宅課）と評価部局（会津若松市企画調整課、福島県地域政策課、まちづくり推進課）が分離されている。
- (3)評価委員会において、行政職員以外の委員として、学識経験を有する会津大学短期大学部石光教授の参画を得ている。
- (4)評価委員会において、避難者としての視点での評価を得るため、本市に多くの町民が避難している大熊町企画調整課の参画を得ている。
- (5)評価委員会が出した事業評価は、市及び県のウェブサイトにおいて公表されるとともに、市民並びに県民からの意見が反映される仕組みを取っている。
- (6)都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）の成果を活用して策定された『会津若松市地域防災計画 平成26年度改訂』については、市においてパブリックコメントが実施されている。

担当部局

会津若松市 企画政策部 企画調整課 電話番号：0242-39-1201